

委託契約書

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により委託契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1 件名 新発田川（豊町工区）藻刈り作業業務委託

2 委託場所 新発田川 豊町1丁目から大手町1丁目まで

3 委託期間 契約日から令和8年7月31日まで

4 業務内容 別紙仕様書のとおり

5 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

6 契約保証金 免除 (契約規則第40条第7号該当)

7 委託料の支払い 受注者は、業務終了後、実施した業務（検査に合格した業務に限る。）の明細を記載した支払請求書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は、受注者の提出する適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

8 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号）、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者